

「建設機械の保有」評価項目についてのQ&A

Q 1 : 「建設機械」とは、どのような機械をいうのでしょうか？

A 1 : 「建設機械」とは、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）において評価対象となる建設機械をいいます。

なお、詳細については、各建設業許可行政庁において定められている最新の経営事項審査申請の手引き等をご確認ください。

Q 2 : 「建設機械」は、いつの時点で保有していれば評価対象となりますか？

A 2 : 技術資料提出締切日時点で保有しており、有効な経審において「建設機械の所有及びリース台数」が1台以上となっている場合に評価対象となります。

Q 3 : 「市内営業所」に建設機械を保有という要件ですが、「市内営業所」とは建設業許可を有する営業所のことをいうのでしょうか？

A 3 : 「市内営業所」とは、建設業法第3条第1項に基づく建設業許可を有する営業所に限りません。よって、本市内に有する営業所であれば、評価対象となります。

Q 4 : 現在、有効な経審において「建設機械の所有及びリース台数」が1台以上となっています。提出書類は何が必要になりますか？

A 4 : 「技術評価申請書様式（建設機械の保有）」と「経審の写し」が必要になります。

Q 5 : 現在、有効な経審において「建設機械の所有及びリース台数」が0台となっていますが、建設機械を保有しています。加点対象となりますか？

A 5 : 加点対象となりません。有効な経審において「建設機械の所有及びリース台数」が1台以上となっている場合にのみ、加点対象となります。